旧米谷家住宅の修理

建造物研究室

国（文部省）所有の重要文化財旧米谷家の修理工事は，1974・75年度の２ケ年にわたって行い，今回その工を竣えた。工事は当研究所が文化庁より支出委任をうけ，一括請負工事とし，解体にともなう諸調査と工事監理とは建造物研究室が主としてこれにあたった。

橿原市今井町は中世以来の伝統をもつ古い町で，先に指定・修理された今西家住宅（慶安3年・1650）はじめ，江戸時代各期にわたる民家がよく残っており，いわゆる伝統的建物群として全国的にみてもその価値は非常に高い。旧米谷家住宅はその中にあって18世紀中頃の上級商家の様相を保ち，町並景観を形成する一要素をなしている。

米谷家は代々「米忠」の名で肥料や金物をあつかっていた商家である。いつから現地に住みついたか明らかでないが，江戸末から明治にかけての５代目忠五郎代に最も繁栄していたらしく，主屋の改造，土蔵の新築をはじめ，東隣や向側を付属屋とするなど大規模な普請をこのときに行っている。1956年家屋が税の代納対象になり，その後家屋の荒廃が進んで無住のまま倒壊寸前に至ったが，1972年５月，主屋と土蔵とが国の重要文化財に指定され，同年10月文部省の所管（当研究所管理）に移り，今回の修理をむかえた（口絵４）。

主屋　柱の不同沈下や傾斜，屋根瓦の脱落など破損がはなはだしかったため，全解体工事として実施した。工事中の調

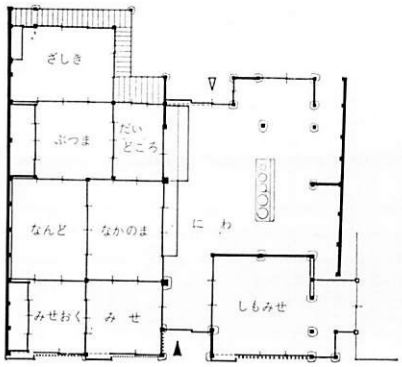

第１図　修理前平面図

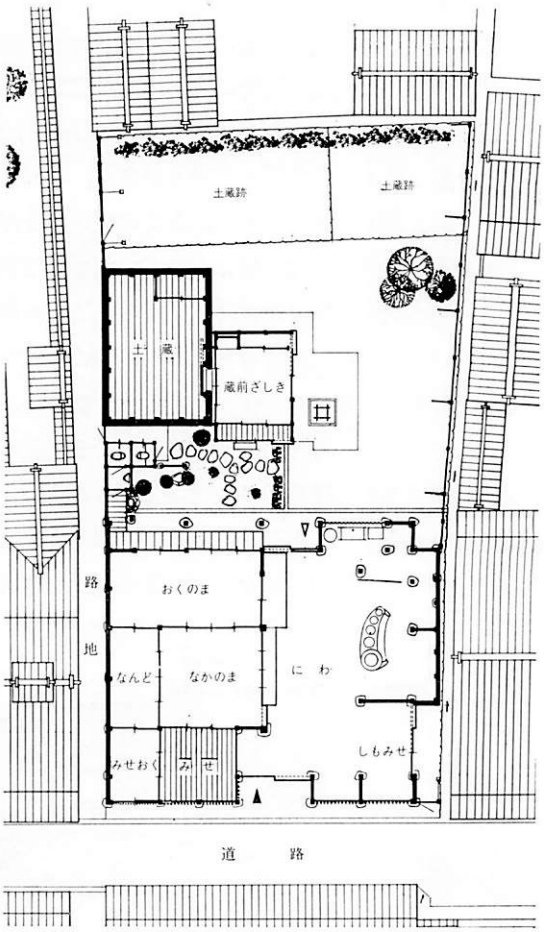

第２図　竣工平面および配置図

査によって江戸末期（土蔵を新築した嘉永前後）に大改造をうけ，さらに大正年間にも一部改装されていることが判明し，かつ当初形式もほぼつかみえたので，所定の手続を経て次のような現状変更を行った。

1　背面の角座敷を撤去した。
2　東側隣家との取付き通路を撤去して，東側半間通りを背間から3間分の庇に改めた。
3　正面入口1間幅を1.5間幅に，背面入口を25cm，それぞれ広げた。
4　しもみせを縮小して，正面側に柱を復した。
5　みせ・みせおく，なかのま・なんど間の間仕切りを半間西へ送り柱を復した。
6　だいどころ・ぶつま間の間仕切りを撤去し長九帖の1室とした。
7　みせおく，ぶつまの押入を撤去した。
8　正面格子を古形式に改めた。
9　各建具を板戸あるいは障子に改めた。
10　くどを整備した。

以上のように復原した結果，土間が正面入口のふみ込み部分で広くなること，みせおく通りが1間幅と狭く，逆になかのまが8帖間と広くなること，おくのまが一室になり座敷としての機能がなくなることなど，江戸末期の町屋にはみられない平面形式をもち，少なくとも18世紀中頃は降らないものであることがわかる。また，解体の結果，梁・桁等から当初の柱番付が発見され復原の際の有力な資料となった。

土蔵　一部壁の脱落による軸部の腐朽がめだち，かつ蟻害もうけていた。しかし，全解体の必要はないと認められたので，木工事は一階床を主とする部分補修にとどめ，その他，屋根瓦の葺替と壁の補修と仕上げとを行った。

入口は東面し，蔵前座敷（指定外）より出入りする。一階の北側に押入があり，また一階二階とも壁面にそって2段あるいは3段の棚を設けていた痕跡を残す。建立時期を示すつぎのような棟木銘がある。「上棟　嘉永貳㊀酉歳六月十五日吉辰」五代目忠五良　年三拾九歳建之」大工吉右ヱ門」卯之輔」小手間　久兵衛」

その他　指定外の建物として，蔵前座敷・便所・塀などがある。付帯工事としてこれらの修理および整備を行った。蔵前座敷は土蔵建立直後に建てられたもので，今回は全解体の上別途格納し，主屋工事完了後旧状通り組立てた。便所・塀は年代も新しく，かつ破損が大であったので，一部旧材を再利用しつつ，西の路地側は桟瓦葺高塀形式に，東の溝側は板塀に整備した。

主屋の解体後に東西方向にトレンチを入れ，土盛等の地盤に関する調査を行った。その結果，現地表より約40cm下につき固めた面があり，東石様の玉石も見出し，旧生活面が明らかになった。西方にある豊田家住宅（重文 1662年）でもこれに似た状態が認められ，今井町全体が或る時期土盛造成された可能性も推測される。今井町の成立過程をみきわめる上で，環濠や土居とともに今後の調査に期待したい。

（細見啓三）